

大学入試のあり方に関する検討会議 提言（令和3年7月8日）（関連部分抜粋）

第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方

4. 総合的な英語力評価の推進の考え方

(3) 各大学の個別試験の役割

- これまで述べた総合的な英語力評価の重要性を踏まえ、各大学の個別試験における取組を推進することが重要であるが、同一日に一斉に実施される個別学力検査において、バランスよく総合的な英語力を評価することには実施上の課題が大きく、多くの大学・学部にとっては、資格・検定試験の活用が現実的な選択肢となる。その際には、志願者がそれまで培ってきた英語力の成果を大学入学者選抜にも生かせるようにするという1. で述べた資格・検定試験のメリットが十分発揮されるよう、対象とする試験の種類やスコアの有効期間の取扱い、複数試験を対象とする場合の比較方法などについては、対象試験を国が決める、高校3年時の2回に限るといった一律の方法によるのではなく、各大学がそれぞれの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて適切に判断し、分かりやすい形で受験者に示すことが適当である。
- 資格・検定試験を活用する場合、具体的な活用としては、例えば、①大学入学共通テスト又は個別試験で「英語」の出題を継続しつつ、資格・検定試験スコアでの代替等を認める選抜区分を設定する方法、②資格・検定試験スコアを必須とする選抜区分を設定する方法などが考えられるが、地理的・経済的事情への配慮の観点から、国際的に活躍する人材育成を行うなど、総合的な英語力を特に重視する入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を持つ大学・学部以外の場合は、例えば同じ学部において、スコアを利用しない選抜区分（いわゆる非利用枠）を設ける、当該大学の定める利用方法において資格・検定試験と個別学力検査のいずれか有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置の設定が望まれる。また、感染症の拡大や自然災害等の影響により、資格・検定試験の実施が困難となるような事態を想定し、やむを得ない理由によりスコアの提出が困難な場合の代替措置等についてもあらかじめ検討しておくことが望まれる。
- 次に、実施体制が整う一部の大学や受験者数が少ない選抜区分においては、独自に総合的な英語力を測る試験を実施することが考えられる。既に海外の試験実施団体と試験を共同開発し、問題作成を大学が行い採点を委託するなどして一般選抜において「話すこと」の評価を実施している例も出てきており、その中には、複数の大学で連携・協力したり、C B T（Computer-Based Testing）を活用したりする例もある。こうした取組の普及を図ることも有益と考えられる。

(4) 総合型選抜・学校推薦型選抜の役割

- 第1章4.（1）で整理した通り、総合型選抜・学校推薦型選抜は、時間をかけた丁寧な評価が可能であり、総合的な英語力の評価とも親和性がある。これらの選抜区分においては、資格・検定試験のスコアが既に設置主体を問わず広く活用されており、一層推進することが適当である。また、これに加えて、スピーキングやライティングのテストを実施することも考えられる。既に一部の大学では総合型選抜においてC B T形式でスピーキングテストを実施している例があり、このような取組の普及も資格・検定試験の活用と併せて推進すべきである。

5. 総合的な英語力評価の推進策

(2) 地理的・経済的事情への配慮

- 英語資格・検定試験の活用を大学入学共通テストの枠組みで実施しないことにより、地理的・経済的事情への配慮の問題は相当程度解消されるが、個別試験における資格・検定試験の活用については、例えば、検定料の減免やアクセスしやすい会場の設定等を含め、文部科学省には、関係機関・団体と連携・協力し、必要な措置を講じることが求められる。
- 英語資格・検定試験を大学入学者選抜で活用する場合、受験機会における実質的公平性（原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）を最大限確保できるよう、文部科学省、大学、高等学校、資格・検定試験実施団体をはじめ関係者が連携・協力し、地理的・経済的な事情への配慮措置を可能な限り講じることが必要である。例えば、資格・検定試験を大学入学者選抜に活用する場合、大学においては、地理的・経済的事情から当該試験を受検することの負担が大きい志願者等のために、資格・検定試験を利用しない選抜区分を設ける、当該大学の定める利用方法において資格・検定試験と個別学力検査のいずれか有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置を講じることが望まれる。
- また、低所得層への受験料の減免や資格・検定試験を活用する選抜区分における低廉な受験料の設定などの各大学の取組を促進する方策を検討するとともに、関係者間の協議を行いつつ、資格・検定試験実施団体に対し、低所得層への検定料の減免、オンライン試験の導入の検討を要請したり、資格・検定試験実施団体、高等学校、教育委員会等に対し、資格・検定試験の高校会場の拡充への協力を求めたりすべきである。このことについては、第4章でも述べることとする。

(3) 文部科学省のイニシアティブによる試験団体及び高大関係者による恒常的な協議体の設置

- 以上のような配慮を充実させるためには、資格・検定試験実施団体をはじめ、多岐にわたる関係者が連携・協力する必要がある。このため、文部科学省のイニシアティブにより、資格・検定試験実施団体と高大関係者等による恒常的な協議体を設け、例えば、低所得層への検定料の減免、オンライン受検システムの整備や高校会場の拡充、障害のある受験者への合理的配慮の推進、成績提供の利便性の向上、問題集の出版などを含む試験実施団体内部での利益相反等に関する問題への対応のあり方、各試験の質や水準等に関する第三者評価のあり方や調査研究の実施といったテーマについて議論することが有益であると考えられる。